

委員 大塚 直

原子力損害賠償の有限責任化の議論がなされているが、原子力損害賠償法が属する不法行為法の基本として、以下の点に注意していただきたい。

不法行為法の機能は、第 1 に損害の填補、第 2 に損害の予防、第 3 に制裁にあるというのが定説であるが、無限責任の有限責任化は、第 2 点について従来よりも原子力事業者の事故対策への投資を低減させる懸念がある。

さらに、仮に有限責任化した際に、賠償されない部分について国が負担することを法律で明示しないのであれば、——保険会社の負担に限界がある以上——被害者に対する損害の填補もできなくなることになり、不法行為法の最大の機能が失われることになる。